


# 公設児童クラブ用

令和6年度

## つくばみらい市 放課後児童クラブのしおり

〔 継続で利用される方も必ず申請前に内容をご確認いただいてからお申込みください。 〕



必ずお読み  
ください。

<お問合せ>

〒300-2395

つくばみらい市福田 195 番地

つくばみらい市教育委員会生涯学習課

TEL : 0297-58-2111 (内線 7303・7305)

内容：令和5年11月1日現在

◎ **申込み時のお願い**

例年、入級決定後に利用しない児童が見受けられます。児童数が増加しているクラブもあり、定員を超えることが予想されます。実際に利用する児童のみ、申請してください。※2カ月程度利用がない場合、入級許可を取り消す場合があります。

**1. 放課後児童クラブの概要について**

**(1) 趣旨**

保護者の就労等により監護を受けられない、市立の小学校に就学している児童を対象とし、これらの児童の健全育成に資するため、児童クラブを運営します。

**(2) クラブ概要**

市の公設児童クラブは、全クラブ民間に運営委託し実施しています。

業者名：(株) アンフィニ

所在地：つくばみらい市板橋1812-16

電話番号：0297-20-7573

クラブ名称	開設場所	電話・FAX番号	利用定員
小絹小児童クラブ	つくばみらい市小絹858番地 (小絹小学校敷地内専用施設)	(0297) 52-2930	120名程度
谷和原小児童クラブ (谷和原小・福岡小)	つくばみらい市加藤241番地 (谷和原小学校内専用・空き教室)	(0297) 52-0111	75名程度
伊奈小児童クラブ	つくばみらい市谷井田2047番地 (伊奈小学校内空き教室)	(0297) 58-5905	70名程度
伊奈東小児童クラブ	つくばみらい市板橋2379番地 (伊奈東小学校内空き教室)	(0297) 58-5966	105名程度
豊小児童クラブ	つくばみらい市豊体1692番地 (豊小学校敷地内専用施設)	(0297) 58-4655	40名程度
小張小児童クラブ	つくばみらい市小張2668番地5 (小張小学校敷地内専用施設)	(0297) 58-5691	40名程度
陽光台小児童クラブ	つくばみらい市陽光台3丁目1番地 (陽光台小学校敷地内専用施設・体育館2階)	(0297) 57-0133	240名程度
富士見ヶ丘小児童クラブ	つくばみらい市富士見ヶ丘2丁目18番地1 (富士見ヶ丘小学校敷地内専用施設・体育館2階)	(0297) 57-0139	280名程度

※定員を大幅に超えた場合には、空きが出るまで待機になります。

※通年利用の方を優先しますので期間限定利用希望の場合、通学区外の許可となる場合があります。

※陽光台小児童クラブ、富士見ヶ丘小児童クラブについては、児童増加により、専用施設及び体育館2階をクラブ室に使用します。クラス分けについては選択できませんので、あらかじめご承知くださいますようお願いいたします。

### (3) 入級対象者

児童クラブへの入級対象者は、市立の小学校に在籍する児童で、『保護者等の就労、傷病、死亡、その他の理由により、放課後又は下校後において保護者等の監護を受けられない者』とします。(保護者等とは祖父母を含みます。)

### (4) 開級日・開級時間

#### ■開級日

毎週月曜日～土曜日(祝日を除く)

#### ■開級時間

(1) 平日：放課後～午後6時 ※授業終了後から午後6時までです。

(2) 土曜日：午前8時30分～午後6時  
※土曜日は希望者が無い場合は閉級になります。

(3) 学校休業日(月～金)・夏休み等の長期休業日(土曜含む)：午前7時30分～午後6時  
※学校休業日・・・学校行事による振替休日、県民の日  
※午前7時30分からの開級は、希望者が無い場合は行いません。

※午後6時までにお迎えが間に合わない場合は、事前に「利用延長理由書」を提出してください。特別な事情があると認められたときは、午後7時まで延長できます。  
(時間厳守)

### (5) 閉級日(お休み)

- ① 日曜日
- ② 国民の祝日に関する法律に規定する休日(祝日)
- ③ 夏期休日(盆休み)：8月13日～16日
- ④ 年末年始：12月29日～翌年1月3日
- ⑤ 教育長が特に必要と認められた日(運動会予定日、災害等で危険と判断した日等)

### (6) 保護者負担金(保育料)について 大切なことなので、よく確認してください。

#### ■負担金の額

##### 通年

月	月額
8月以外	4,000円
8月	6,000円
8月(夏期休業日を除く) 開校日のみ ※欠席連絡票にて事前申請が必要です。	1,000円

##### 期間限定

月	月額	月	月額
4月	2,000円	12月	2,000円
7月	2,000円	1月	2,000円
8月	5,000円	3月	2,000円

※負担金の日割計算はありません。当該月において、“一日のみ”の登級の場合でも、月額分がかかります。

■納入義務者  
児童の保護者

■納入方法 □座振替による納入をお願いします。

- ・**口座振替**：市内各金融機関に設置してある「市税等口座振替依頼書（つくばみらい市専用）」にご記入の上、各金融機関窓口で手続きが必要です。（市役所では手続きできません）

※振替ができるまでに1～2か月かかることがありますので、振替開始前は市役所から送付される納付書を持参し、下記の場所で納入して下さい。

【平日】

- ・伊奈庁舎会計課・谷和原庁舎市民窓口課  
8：30～17：15
- ・金融機関  
常陽銀行、筑波銀行、茨城県信用組合、茨城みなみ農業協同組合、水戸信用金庫、結城信用金庫、東日本銀行、中央労働金庫

【日曜日午前開庁】

- ・伊奈庁舎市民窓口課（第2・第4日曜日）／谷和原庁舎市民窓口課（第1・第3日曜日）  
8：30～正午

■負担金の納入期限日（口座振替日）

毎月末日（末日が土日祝日の場合は翌平日）毎月の広報紙をあわせてご確認ください。

■負担金の免除

下記のいずれかに該当するとき、負担金は全額又は半額免除になります。

1. 生活保護法による要保護世帯（認定期間中全額免除）
2. 準要保護（就学援助）世帯（認定期間中全額免除）
3. 児童の欠席期間が、月の初めから末日まで及んだときの当該月分（全額免除）  
※ 必ず、「事前に」欠席の旨を児童クラブへ連絡し、「欠席連絡票」を提出してください。
4. 同一世帯の児童が通年で2人以上同時に入級している場合、2人目以降の児童（半額免除） ※同一月に2人以上同時に登級している必要があります。

■負担金の滞納

負担金を滞納し、督促状の納入期限を経過しても滞納が続いた場合は、当該児童の入級許可が取り消し（退級）になります。

（つくばみらい市放課後児童健全育成事業実施要綱第8条第1項第4号）

**（7）保護者会費（主におやつ代）について**

期間限定で入級する児童や食物アレルギーのある児童など、詳細については入級する児童クラブの支援員等へご確認ください。

■保護者会費の額

月額2,000円 ※金額や内容が変更になる場合があります。

※支払方法は各児童クラブによって異なります。欠席・退級の場合も、原則として、日割計算・返金はできません。

## (8) 傷害保険について

児童クラブでの万が一の事故（自分がケガをした場合、相手にケガをさせた場合等）に備え、必ず傷害保険に加入していただきます。

### ■保険名

放課後子ども総合プラン保証制度（保険代理店：(株)サリージョイス・ジャパン）

### ■加入金額

児童 1 人につき年額700円（中途加入も同額）**保護者負担**  
（傷害保険については、金額、内容等の変更があります。）

※お預かりした保険代は返金できませんのでご了承ください。

### ■対象事故

- ①クラブ開級中の事故・ケガ（熱中症・食中毒含む）
- ②学校及び住居から児童クラブまでの往復間の事故（児童クラブの送迎中）

### ■保険内容

〈傷害保険金額〉				〈賠償責任保険支払限度額〉	
死亡	後遺障害 (最高)	入院日額(事故 発生日から1 80日限度)	通院日額(事故 発生日から1 80日以内の 90日限度)	対人賠償	対物賠償
2,000 万円	2,000 万円	4,000円	1,500円	1人1億円、 1事故5億 円	1事故 1,000万 円

## (9) 福岡小児童の登級について

平日の月曜日から金曜日までの下校時、福岡小児童は専用車両で谷和原小児童クラブへ移送します。

### ■その他運行日

- ・春休み中の離任式
- ・土曜日の学校行事（PTA・授業参観日等）がある日

※上記の日に児童クラブを利用する場合は事前に児童クラブへお知らせください。

※希望者がいない場合は、「運休」になります。

※学校が休みの日（土曜日、長期休業日、振替休日、県民の日等）は、運行はありません。

## 2. 入級後の注意事項について

### ◎ 児童クラブ配信メールのご登録のお願い

入級許可発送時に「運営委託業者（株）アンフィニの児童クラブ配信メール登録のご案内」を同封いたします。緊急情報など配信しますので必ずご登録をお願いします。

#### (1) 家庭・勤務状況・利用期間が変わった場合

住所や連絡先、家族の状況、利用期間等が申請時と変わった場合には、生涯学習課まで速やかにその旨を届出してください。また、勤務状況が申請時と変わった場合には、必ず就労証明書または自営業従事申立書をご提出ください。

#### (2) 土曜日の児童クラブ利用について

利用する週の水曜日までに児童クラブへご連絡ください。

希望者がいない場合は、「閉級」になります。

※土曜日利用のおやつは自宅から持参になります。

#### (3) 産前産後休業・育児休業中の児童クラブについて

産前産後休業（労基法第65条）期間（産前6週（多胎妊娠の場合14週）、産後8週）は、児童クラブの利用が可能です。なお、“育児休業”については、休業中、児童クラブを利用できません。年度途中で育児休業を取得される場合、一旦退級もしくは、勤務先からの復帰予定証明書等を提出していただき、職場復帰するまでの間、児童クラブを欠席していただきます。（欠席期間中の保護者負担金はかかりません）

#### (4) 送迎について

■児童の送迎は、保護者が原則とします。やむを得ず保護者が送迎できない場合には、保護者に代わる大人（高校生以下不可）も認めますが、情報交換のため、月に一度は保護者による送迎をお願いいたします。

児童の安全のため、必ず保護者または保護者に代わる大人（高校生以下不可）が児童クラブ室入口まで送迎してください。児童だけで児童クラブへの登級や帰宅することは、認めておりません。

■習い事などがある日の送迎は、ご家庭で対応して頂きます。習い事などへ行ってから児童クラブへ戻ることはできません。

■早退、迎えが遅くなる場合や、迎えの人が変更になる場合には必ず保護者の方から、電話等にて児童クラブへ連絡してください。

■お迎えの時間が午後7時を過ぎる方は、つくばみらい市ファミリーサポートセンターの利用をご検討ください。

（社会福祉協議会本所事務局／きらくやまふれあいの丘すこやか福祉館内）

（電話番号）0297（57）0123

#### (5) 児童クラブを欠席する場合

■間違い下校を防止するために、欠席する場合は必ず保護者の方から、学校と児童クラブ双方に連絡してください。また、「児童クラブは休み」ということを児童自身にもお伝えください。

欠席の確認が取れない場合、保護者に連絡をさせていただきます。

■1ヶ月以上長期で欠席する場合には、必ず欠席する前月20日までにいずれかの提出先へ「欠席連絡票」を提出またはいばらき電子申請・届出サービスから申請してください。

①生涯学習課

②各児童クラブ

③いばらき電子申請・届出サービス（右のQRコード）⇒



■8月の夏期休業日を欠席し、開校日のみ児童クラブを利用される場合も、上記期日までに「欠席連絡票」を提出またはいばらき電子申請・届出サービスから申請してください。通年利用の方で事前に申し出がない場合は、通常月額6,000円をご負担いただきますのでご注意ください。

※事前に申し出がないと児童の出欠管理ができませんので、保護者負担金をお支払いいただきます。

#### (6) 児童クラブを退級する場合

退所する月の末日までに「児童クラブ退級申出書」をご提出ください。

#### (7) 地震・台風・降雪等災害時における児童クラブの対応について

■台風や降雪等で学校が危険と判断し、自宅待機を目的とした“休校”を決定した場合児童の安全を最優先に考え、お休み（閉級）になります。

■“早帰り”を決定した場合、原則開級します。

■学校の休校日(夏休みや土曜日等)に当たる場合には、生涯学習課で判断し児童クラブから連絡いたします。電話が通じない大災害の場合には、連絡が無くとも閉級と判断してください。

■台風や降雪等で登校時間が遅れた場合、登校時間までの時間は開所しません。

#### (8) 運動会予定日の児童クラブについて

■土曜日に運動会が予定されている場合 実施の有無に関わらず「閉級」です。

■平日に延期になった場合

保護者が就労等で参加できない場合は、児童クラブを開級しますので、事前にお知らせください。希望者がいない場合は、「閉級」になります。

#### (9) 学校行事（PTA・授業参観日・引渡訓練等）開催日の児童クラブについて

保護者が就労等で授業参観日が重なり、学校行事に参加できない方がいる場合や、授業参観後の懇談会や奉仕作業の間に預かりを希望する方がいる場合にも児童クラブを開級しますので、事前にお知らせください。

希望者がいない場合は、「閉級」になります。

### (10) 放課後子ども教室について

つくばみらい市では、放課後の子どもの健全育成を図るため、「放課後児童クラブ」と「放課後子ども教室」を合同で実施しています。

原則、通年でクラブに入級している児童は、活動の一環として放課後子ども教室実施日は放課後子ども教室に参加します。ただし、下記の場合は別途申込みが必要です。

※期間限定で入級する児童が放課後子ども教室に参加する場合

※通年利用で児童クラブを欠席する児童が放課後子ども教室に参加する場合

### (11) 持ち物について

児童クラブごとに必要となるものが異なりますので、直接児童クラブへご確認ください。また、入級時に用意するものには、必ず全てのものに名前を明記してください。

※現金及びゲームの持ち込みは禁止です。

### (12) お弁当について

休校日、土曜日など給食がない日には、お弁当を持参してください。1年生は、入学当初から4月中旬まで給食がありません。学校からのお便りには、十分気をつけてください。また、ジュース、プリン、カップラーメン等の飲食物の持ち込みは禁止です。

### (13) 病気やケガについて

発熱やケガが発生した場合、応急処置は児童クラブで行いますが、必要がある場合、保護者の職場等に様子を連絡し、保護者の方にすぐにお迎えに来ていただきます。症状によっては指示を仰ぎ、病院へすぐに連れて行きます。

## 保護者の皆さまへお願い

- ◆ 子どもたちは保護者の方の帰りを心待ちにしていますので、お仕事等からの帰宅時は子どもの迎えを最優先にお考えください。
- ◆ 仕事が休みの日など監護ができる保護者等が在宅している場合には、利用できません。
- ◆ 児童クラブは集団保育を基本としています。児童を安全にお預かりするため、児童の状況や保育等について相談させていただくことがありますので、ご了承ください。
- ◆ 児童クラブは子どもたちが課業から離れ、のびのびと過ごせる場所を提供していますが、同時に集団生活の場でもあります。自分勝手な行動は、事故やケガの原因となるので、お子さんに対して、支援員等の指示や児童クラブのルールを守り、友達と仲良く過ごせるよう、家庭内でもきちんと指導してください。支援員等の指示を守らず、繰り返し、他人への迷惑・危険行為等を続けた際には安全の保障ができない為、児童クラブを退級していただく場合があります。
- ◆ 不審者や車上荒らし等の被害防止のため、車のエンジンをかけたまま、小さなお子様を乗せたまま等でのお迎えは、お止めいただきますようお願いいたします。



### 3. 入級申請について

#### ■ 新年度受付

- 受付期間：令和5年11月20日（月）～令和5年12月1日（金）  
（夏休み等の期間限定で利用希望の場合も、上記期間中に申請してください。新年度受付期間に申込みした方から審査・決定します。）
- 受付方法  
下記のいずれかの方法により申請してください。

方 法	受付期間
電子申請による申請 （茨城電子申請・届出サービス） ※令和6年度分からとなります	11月20日（月）午前9時から 12月 1日（金）午後5時まで
教育委員会生涯学習課に申込書類を提出	11月20日（月）から12月 1日（金） 月曜日から金曜日（祝日除く）午前9時から午後5時まで 11月26日（日）のみ 午前9時から午後5時まで
各児童クラブに申込書類を提出	11月20日（月）から12月 1日（金） 月曜日から金曜日（祝日除く）児童登級時間（放課後から午後6時まで） ※土曜日は受付しませんのでご注意ください。

- 入級決定：申請順の許可ではなく、保護者の状況などを考慮のうえ、書類審査後の1月下旬から順次決定（許可・不許可）通知します。
  - ※1 定員に空きが無い場合は審査により決定（許可・不許可）し、不許可の場合は、空きが出るまでお待ちいただく（待機）こととなります。
  - ※2 「期間限定」の利用希望の場合、通学区外のクラブへの許可となることがありますのでご了承ください。
  - ※3 申請書類に不備がある場合、決定（許可・不許可）の通知をお出しすることができません。申請前に必ず再度ご確認くださいませよう願いたします。

#### ■ 随時受付 児童クラブの定員に空きがある場合、入級可能です。

- 受付期間：利用希望月の前月10日まで（期間限定で申込みされる方も同様です。）  
※原則として、その翌月1日以降からの入級の許可（不許可）決定を行います。  
[例] 6月1日以降からの入級許可 … 5月10日までに申請
- 受付方法：新年度受付同様
- 入級決定：書類審査後、順次決定（許可・不許可）通知いたします。
  - その他、新年度受付の入級決定※1～3と同様

■ 必要書類等



《全員提出》

- (1) 児童クラブ入級申請書・・・児童1人につき1部  
※電子申請の場合は申込みページに1人ずつ入力していただきます。
- (2) 保育を必要とすることを証明する書類・・・65歳未満の同居する方（世帯分離を含む）全員分  
※電子申請の場合は書類のデータもしくは写真を添付していただきます。

保育を必要とする理由	必要書類	添付書類・備考
就労(会社員・公務員・パートなど)	就労証明書	
就労(自営業・農業)	自営業従事申立書	
求職	確約書	入級日から2ヶ月以内に就労証明書の提出が必要
介護・看護		各手帳や介護保険証、診断書等の写しを添付
出産		出産予定日が確認できる母子手帳の写しを添付
学生		保護者の場合：在学証明書(学生証不可) 保護者以外の同居家族：学生証の写し(高校生までは不要)

《該当する場合のみ提出》

- (1) 利用延長理由書・・・午後6時までにお迎えが間に合わない方  
※電子申請可
- (2) 民設児童クラブ申込みについての同意書・・・陽光台小学校・富士見ヶ丘小学校に就学(予定)の児童のみ ※電子申請の場合は、申込みページ内に項目がありますので、別紙の申請は不要です。

※傷害保険料は入級決定後にお支払いいただきます。

4. 入級審査について

予定定員を上回る申込みがある場合、別添(10ページ)【つくばみらい市児童クラブ入級審査について】のとおり審査し、入級決定を行います。

5. 感染症について

感染症の発見が遅れると児童やその家族・職員にまで感染が広がってしまい、集団感染を引き起こすおそれがあります。このような集団感染を予防し、児童の健康を守るため、気になる症状がある場合、速やかに医療機関を受診してください。

感染症と診断された時やその恐れがある時は、必ず、児童クラブへ下記の点を連絡してください。

- ① 疾患者名
- ② 疾患名
- ③ 登校(級)できるかどうか、出席停止の日数等
- ④ 家族構成とその健康状況

出席停止の期間は、必ず医師の指示に従ってください。出席停止の間中は児童クラブを欠席していただきます。(学校保健安全法施行規則に基づく。)

## 【つくばみらい市児童クラブ入級審査について】

1. 予定定員を上回る申込みがある場合、次の児童を優先させていただきます。

優先順	状況
1	第1学年から第6学年の学年が低い順
2	ひとり親またはこれに準じる世帯の児童
3	保護者の疾病等のため保育ができない家庭の児童
4	世帯員に身体障害者手帳または療育手帳等の交付を受けた者がおり、他の世帯員の介護等を必要とするため、対象児童の保育が十分に行われないと認められる世帯の児童
5	きょうだいが同児童クラブに申込みしている

※教育長が上記以外の特別な事情があると認める場合は優先することがあります。

2. 上記の優先度が同一の場合、下記審査基準表及び審査調整表の合計指数が高い世帯の児童から決定します。

※父母それぞれの基準指数を合算し、世帯の指数により選考します。

※複数の状況に該当する場合、最も高い指数で選考します。

※優先順を判断するための必要書類が未提出の場合は点数の加算はありません。

審査基準表

保護者の状況		点数	
1	就労 月20日以上	1日8時間以上	19
		1日6時間以上8時間未満	18
		1日4時間以上6時間未満	17
		1日4時間未満	16
	就労 月17日以上20日未満	1日8時間以上	18
		1日6時間以上8時間未満	17
		1日4時間以上6時間未満	16
		1日4時間未満	15
	就労 月15日以上17日未満	1日8時間以上	17
		1日6時間以上8時間未満	16
		1日4時間以上6時間未満	15
		1日4時間未満	14
	就労 月12日以上15日未満	1日8時間以上	16
		1日6時間以上8時間未満	15
		1日4時間以上6時間未満	14
		1日4時間未満	13
就労 月12日未満	1日8時間以上	15	
	1日6時間以上8時間未満	14	
	1日4時間以上6時間未満	13	
	1日4時間未満	12	
2	学生 ※1	15	
3	出産	16	
4	求職活動	3	
5	入院	20	
6	通院（1カ月以上にわたる定期的な通院）	17	
7	障がい ※2	18	
8	介護・看護	16	
9	上記以外の特別な事情がある場合	2~20	

※1 「学生」とは国公立または学校法人の運営する学校、専門学校、職業訓練校等への通学者とし、自宅学習は認められません。

※2 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳

審査調整表

状況	点数
減算 児童クラブ負担金を3か月以上滞納している	-10